

公 示

平成24年4月5日

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月11日 16時36分
	発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<p>平成24年3月31日時点において、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内において生存している家畜及びその子孫（以下「対象家畜」という。）が捕獲され、その所有者が対象家畜の処分に同意する場合、その所有者が特定できない場合、その所有者が正当な理由なく一定期間内に対象家畜の引渡しを受けない場合その他対象家畜を処分する必要がある場合は、苦痛を与えない方法（安楽死）によって処分されること。</p> <p>また、対象家畜については、福島県が策定する避難指示区域内家畜対処方針に基づき、出荷（対象家畜から生産された畜産物を含む。）、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域外への移動及び繁殖の制限、外見上明白に区別可能なマーキング並びに分別飼養その他の管理が行われること。</p>

NGO Life Investigation Agency
申請済